

## 美祢市フィルムコミッション規約

(名称)

第1条 この会は「美祢市フィルムコミッション」(以下、「本会」という。)と称し、英語では「Mine City Film Commission (MFC と略す)」と表示する。

(目的)

第2条 本会は、映画、テレビ番組、CM等の撮影に対する協力及びロケーションの誘致活動を行なうことにより、まちの魅力の向上及び認知度、イメージの向上を図り、併せて、市民の誇りや愛着心の醸成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 映画、テレビ番組、CM等のロケーションの誘致に関する事
- (2) 映画、テレビ番組、CM等のロケーションの協力に関する事
- (3) その他本会の目的達成のための必要な事項

(構成)

第4条 本会の委員は、別表1に掲げる団体の会員(以下「委員」)をもって構成する。

2 委員の人数は20名以内とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

3 役員の任期は2年とする。なお、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(名誉会長)

第7条 本会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 名誉会長は、本会の運営に関し意見を述べることができる。

(アドバイザー)

第8条 本会にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、別表3に掲げる者をもって構成する。

3 アドバイザーは、本会の運営に関し意見を述べるができる。

(会議)

第9条 本会の会議は委員をもって構成する。

2 本会の会議は会長が召集し、その議長となるものとする。

3 本会の会議は第3条の事業を実施するための企画立案並びに事業遂行に係る各種の事項について審議するものとする。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会議の権限に属する事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため事務局を美祢市総合観光部観光振興課内に置く。

(会計)

第12条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、本会設立の日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成28年度末日までとする。

3 この規約の施行の日以後、最初の会計期間については、第12条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成27年3月31日までとする。

別表1（第4条関係）

役職	所属団体名
委員	一般社団法人美祢市観光協会
〃	一般社団法人美祢市商工会
〃	一般社団法人美祢青年会議所
〃	美祢市料飲店組合
〃	美祢市文化協会
〃	M i n e 秋吉台ジオパーク推進協議会
〃	秋吉台国際芸術村
〃	宇部興産株式会社伊佐セメント工場
〃	秋吉台サファリランド
〃	美祢社会復帰促進センター
〃	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社長門鉄道部
〃	山口ケーブルビジョン株式会社美祢市有線テレビ放送センター
〃	山口ケーブルビジョン株式会社
〃	株式会社みなと山口合同新聞社
〃	美祢市 副市長
〃	美祢市教育委員会 教育長

別表2（第7条関係）

役職	所属団体名
名誉会長	美祢市 市長

別表3（第8条関係）

役職	所属団体名
アドバイザー	山口県フィルムコミッション（山口県商工労働部観光振興課）
〃	美祢市ふるさと交流大使
〃	美祢市フィルムコミッション設立準備委員会